

(調書記載要領)

調書は被推薦者の選考のための基本票となるので、無意味な修飾語を用いることなく明瞭かつ的確に記載すること。用紙はA4とする。

<調書(1)>

- 1 「部門、職業分類」, 「職種名(1)」, 「職種名(2)」の各欄は, 被推薦者の有する技能にかかる職種が属する千葉県の卓越した技能者表彰要綱(以下「要綱」という。)別紙「職業部門、職業分類及び職種(例示)」(以下「別紙」という。)に定める部門, 職業分類, 職種(1), 職種(2)のそれぞれに該当する事項を記載すること。
- 2 「職種名(2)」欄について, 被推薦者の有する技能にかかる職種が, 別紙の職種名(2)に職種名の例示がない場合は, 「その他(〇〇〇〇)」とし, 〇の中には, 被推薦者の技能を職种的な表現で簡潔に記載すること。
- 3 「氏名」欄には, 戸籍に記載されている字画で氏名を記入し, ふりがなを付けること。特に, 旧字, 略字等は正しく記入すること。雅号等がある場合は, カッコを付けて記載すること。変換できない文字は, 「氏名・現就業先事業所の外字」欄にその旨明記すること。また, その際は文字の画像データを調書とは別に添付すること。
- 4 「生年月日」欄には, 戸籍に記載されている生年月日を記入し, ()に令和8年12月1日現在の満年齢を記載すること。
- 5 「最終学歴」欄には, 最終の学校名(大学, 高専の場合は学部, 学科を併記)及び卒業(又は中退)年を記載すること。
- 6 「現住所」欄には, 郵便番号, 現住所を略さずに記入すること。
- 7 「就業地」の「事業所名」欄には, 雇用されている場合にあつては, 雇用事業所名, 自営している場合にあつては屋号等を, また所在地欄には, 所在地, 電話番号を略さずに記入すること。
- 8 「職歴」欄には, 次により記載すること。
 - (1) 「職歴」欄には, 職歴について就業先事業所の名称, 職場における職務内容, 地位, 役職等が異なるごとに記載すること。なお, 本表彰と直接関係無いものは記入しないこと。
 - (2) 「在職期間」欄には, その職の始期と終期を記入すること。
なお, 現職については, 令和8年12月1日をもって終期とすること。
 - (3) 「重複を除く在職年月数」欄には, 表彰にかかる技能職種に従事していた月数を記入すること。ただし, 同一の時期に2以上の職にあつた場合にはどちらか一方の職の月数は記入しないこと。

- 9 「表彰歴」欄は、当該技能に係る表彰や各種コンクール等で受賞（入賞）している場合に記載し、表彰を証する書面の写しを全て添付すること。ただし当該技能と関係のない表彰・コンクール等については記載しないこと。
- 10 「免許・資格等名」欄には、免許、資格、特許、実用新案等を有する場合は、免許・資格等の名称と取得年月日を、技能検定に合格している者については技能士の名称（一級〇〇技能士）を記載し、免許等を証する書面の写しを全て添付すること。
また、ものづくりマイスター等に認定されている場合は、職種等を記載し、認定を証する書面の写しを全て添付すること。

<調書（2）（3）>

- 1 「勤務事業所の概要」欄には、事業所の業務概要と被推薦者の業務における事業所での位置付け等を記入すること。別紙可。
- 2 「事業主が加入する全県団体」欄には、事業主または候補者が自営の場合は本人が加入している全県を対象とした同業者団体を記入すること。団体に加入していない場合は「無し」と記入すること。
あわせて役職についている場合は、その在職期間と職名を記載すること。
- 3 「技能の概要」欄には、被推薦者の有する技能について、従事する職種、技能の水準、範囲、特徴或いは他の技能者との比較、業界における位置付け等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に記載すること。
専門的な分野、文字、用語等については、ふりがな及び簡単な説明（専門用語集）を付すこと。
- 4 「功績・貢献の概要」欄には、企業、産業界、社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な事績について記載するものとし、関連する他の資料（要綱第3条の3の（6）技能・功績を立証又は証明する資料）と整合性がとれていること。
- 5 「後進指導育成の概要」欄には、被推薦者が後進の指導育成に当たった内容、方法、対象、範囲等について具体的に記入すること。
- 6 「現役性」欄には、被推薦者が当該技能について現役の技能労働者であるかを確認する必要から、当該技能に関連のある職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

<調書（2）別葉>

- * 写真は1枚以上10枚以内であって、A4判10枚以内に収まるようにすること。
右上に職種・氏名を記入すること。
- * 作業風景の写真（カメラ目線のものではなく被推薦者本人が作業に従事している

風景を撮影した写真)等は、被推薦者本人の顔が明瞭に認識できるもので、卓越した技能を発揮している作業の様子が汲み取れるものであり、被推薦者の卓越した技能がどのように発揮されているか説明を付すこと。

<調書(4)>

過去5年間に「千葉県の卓越した技能者表彰」に推薦した者がいる場合は、名前と技能の概要を簡潔に記載すること。

該当者がいない場合は「該当者なし」とし、調書は提出すること。